

全剣連第 08-008 号
令和 8 年 1 月 15 日

都道府県剣道連盟会長
殿
全 剣 連 役 員

公益財団法人 全日本剣道連盟
会 長 真 砂 威
[公印省略]

称号「錬士」および「教士」審査会実施について

標記審査会を、別紙要項により実施いたします。

ついては、候補者の推薦にあたり、遺漏のないよう手続きをお願いいたします。

鍊士称号审查会要項

劍		道
居	合	道
杖		道

剣道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和7年5月31日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成28年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。
* 参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和8年2月16日（月）

5. 申込先

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 2 階

全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和8年5月6日（水・休）

8. 審査料

各都道府県剣道連盟は、推薦と同時に全剣連審査料を下記口座いずれかに一括して振込むこと。

(1) 郵便振替番号 00120-6-57069

加入者 全日本剣道連盟

(2) 三井住友銀行 本店営業部 普通預金 No. 3042990

口座名 全日本剣道連盟

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

居合道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 居合道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和7年5月31日以前に取得）した者。
- (2) 居合道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成28年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月3日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの居合道修業について述べなさい。
* 参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「居合道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和8年2月16日（月）

5. 申込先

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 2 階

全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、居合道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

7. 審査会期日 令和8年5月3日(祝)

8. 審査料

各都道府県剣道連盟は、推薦と同時に全剣連審査料を下記口座いずれかに一括して振込むこと。

(1) 郵便振替番号 00120-6-57069

加入者 全日本剣道連盟

(2) 三井住友銀行 本店営業部 普通預金 No. 3042990

口座名 全日本剣道連盟

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

杖道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 杖道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和7年5月31日以前に取得）した者。
- (2) 杖道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成28年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月3日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの杖道修業について述べなさい。
*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「杖道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和8年2月16日（月）

5. 申込先

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階

全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、杖道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和8年5月3日(祝)

8. 審査料

各都道府県剣道連盟は、推薦と同時に全剣連審査料を下記口座いずれかに一括して振込むこと。

(1) 郵便振替番号 00120-6-57069

加入者 全日本剣道連盟

(2) 三井住友銀行 本店営業部 普通預金 No. 3042990

口座名 全日本剣道連盟

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

鍊士小論文 原稿用紙記載での留意事項

- ①市販 B 4 縦書き 四〇〇字詰め原稿用紙使用
- ②一〜四行目表題と登録都道府県・氏名記入
- ③五行目二段目よりお書きください。
- ④二枚の原稿用紙 右上ホツチキスで止める
- ⑤手書きによる自筆

鉛筆またはシャープペンシル書きは不可

- ⑥ 左の凡例を参照してください。

[illegible]

教士称号审查会要項

劍		道
居	合	道
杖		道

剣道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後 2 年以上を経過（令和 6 年 5 月 31 日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5 月 6 日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が称号・段級位審査規則第 10 条第 2 号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和 8 年 2 月 16 日（月）

5. 申込先

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 2 階
全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

6. 審査の方法

下記の通り、課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」
*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- (2) 字数 800 字以上 1,200 字以内
- (3) 用紙 400 字詰め原稿用紙（市販の B4 縦書き）
- (4) 書き方 用紙 1～3 行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4 行目 2 段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長 3 を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和 8 年 5 月 6 日（水・休）

8. 審査料

各都道府県剣道連盟は、推薦と同時に全剣連審査料を下記口座いずれかに一括して振込むこと。

(1) 郵便振替番号 00120-6-57069

加入者 全日本剣道連盟

(2) 三井住友銀行 本店営業部 普通預金 No. 3042990

口座名 全日本剣道連盟

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

居合道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

居合道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和6年5月31日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月3日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和8年2月16日（月）

5. 申込先

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階
全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

6. 審査の方法

下記の通り、課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 居合道の課題 「称号(教士)としての指導への取り組みについて」
- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「居合道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和8年5月3日（祝）

8. 審査料

各都道府県剣道連盟は、推薦と同時に全剣連審査料を下記口座いずれかに一括して振込むこと。

(1) 郵便振替番号 00120-6-57069

加入者 全日本剣道連盟

(2) 三井住友銀行 本店営業部 普通預金 No. 3042990

口座名 全日本剣道連盟

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

杖道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

杖道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和6年5月31日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月3日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和8年2月16日（月）

5. 申込先

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階
全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

6. 審査の方法

下記の通り、課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 杖道の課題 「称号(教士)としての指導と今後の杖道普及への具体的な取り組み」
- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「杖道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和8年5月3日（祝）

8. 審査料

各都道府県剣道連盟は、推薦と同時に全剣連審査料を下記口座いずれかに一括して振込むこと。

(1) 郵便振替番号 00120-6-57069

加入者 全日本剣道連盟

(2) 三井住友銀行 本店営業部 普通預金 No. 3042990

口座名 全日本剣道連盟

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。